

1

国民健康保険法(1)／総則，
国民健康保険組合，被保険者等

出題年：

平 21, 22, 23, 25

7肢

① 総 則

(1) 沿 革

- ・ **昭和 13 年** ……国民健康保険法の制定
- ・ **昭和 33 年** ……国民健康保険法の全面改正(全市町村に国民健康保険事業の実施義務化)
- ・ **昭和 36 年 4 月 1 日** ……全国の市町村が国民健康保険事業を実施⇒**国民皆保険体制**の実現

(2) 目 的

- ① 国民健康保険法は，国民健康保険事業の健全な運営を確保し，もって**社会保障及び国民保健の向上**に寄与することを目的とする。
- ② 国民健康保険は，**被保険者の疾病，負傷，出産又は死亡**に関して必要な保険給付を行うものとする。

(3) 保険者 ⇒ **市町村**及び**特別区**(以下，単に「市町村」という)，**国民健康保険組合**

(4) 国及び都道府県の義務

担当者	国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにするための義務
国	つとめなければならない
都道府県	必要な指導をしなければならない

(5) 国民健康保険組合の設立

- ① **同種の事業又は業務**に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するもので組織
- ② **15人以上の発起人**が規約を作成
- ③ 組合員となるべき者 **300人以上の同意**を得て設立の認可を申請
- ④ 主たる事務所の所在地の**都道府県知事の認可**を受ける

※：**都道府県知事**は，組合の設立に関する認可の申請があった場合においては，当該組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見をきき，当該組合の設立によりこれらの市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ，この認可をしてはならない。

② 被保険者

(1) 市町村が行う国民健康保険の被保険者

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる。

【特例】：修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であって、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるもの（修学のために親元を離れて他の市町村に住所を有している学生等）は、当該他の市町村（親元世帯の属する市町村）の行う国民健康保険の被保険者とされる。

* 経済的に独立している学生等は、その者の住所地の国民健康保険の被保険者となる。

① 適用除外

次の(イ)～(ホ)に該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としなない。

(イ) 被用者保険制度の被保険者、組合員、加入者及びその被扶養者
 (ロ) 高齢者医療確保法による被保険者
 (ハ) 生活保護受給世帯（その保護を停止されている世帯を除く）に属する者
 (ニ) 国民健康保険組合の被保険者
 (ホ) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

② 資格取得の時期

市町村の区域内に**住所を有するに至った日**又は**適用除外に該当しなくなった日**から、被保険者の資格を取得する。

③ 資格喪失の時期

(a) 市町村の区域内に**住所を有しなくなった日の翌日**又は前記①の適用除外事由(イ)、(ロ)及び(ホ)に**該当した日の翌日**から被保険者の資格を喪失する。

(b) 前記①の適用除外事由(ハ)及び(ニ)に該当したときは、**その日**から、その資格を喪失する。

※：当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、被保険者の資格を喪失する。

(2) 国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者

組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者となる。

※ 1：市町村が行う国民健康保険の適用除外に該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とならない。

※ 2：国民健康保険組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としなないことができる。

Point

① 国民健康保険においては、被扶養者の制度は設けられていない。

③ 被保険者証等

(1) 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の**有効期間**を定めることができる。

※：市町村は、**国民健康保険の保険料**を滞納している世帯主及びその世帯に属する被保険者、**国民年金の保険料**を滞納している世帯主及びその世帯に属する被保険者等の被保険者証については、**特別の有効期間**を定めることができる。なお、**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者**に係る被保険者証の有効期間は、**6月以上**としなければならない。

(2) 保険料を滞納している世帯主が市町村の求めにより**被保険者証を返還**したときは、市町村は当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る**被保険者資格証明書**を交付する。

※：**被保険者資格証明書**が交付される世帯であっても、**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者**については、**有効期間を6月**とする**被保険者証**が交付される。

④ 特別会計，運営

(1) 特別会計

市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療
特別会計の設置団体	市町村	市町村	後期高齢者医療広域連合及び市町村

(2) 運 営

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、**市町村**に**国民健康保険運営協議会**が置かれている。

※：国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員，保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織される。

2

国民健康保険法(2)／保険給付、
費用の負担等

出題年：

平 21, 22, 25, 26, 27

17肢

① 保険給付

(1) 保険給付

- ① 療養の給付等…保険者に実施義務がある（法定給付）。
- ② 出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給もしくは葬祭の給付…条例又は規約の定めるところにより、行うものとされている（法定任意給付(相対的の必要給付)）
- ③ 傷病手当金の支給その他の保険給付〔出産手当金等〕…条例又は規約の定めるところにより、行うことができる（任意給付）

※：保険者は、②の保険給付及び③の傷病手当金の支払に関する事務を**国民健康保険団体連合会**又は**社会保険診療報酬支払基金**に委託することができる。

(2) 一部負担金の割合

一部負担金の割合は、健康保険と基本的に同じ。なお、国民健康保険における「**現役並み所得者**」は、前年の課税所得が**145万円以上**の者が該当する。

(3) 高額療養費算定基準額、介護合算算定基準額に係る所得区分

高額療養費算定基準額、介護合算算定基準額に係る所得区分は、5つに区分されている（それぞれの高額療養費算定基準額、介護合算算定基準額は健康保険法と同じ。）。

(4) 保険給付の制限（健康保険法と同じもの）

- ① 「自己の故意の犯罪行為又は故意」⇒行わない
- ② 「闘争、泥酔又は著しい不行跡」⇒全部又は一部を行わないことができる
- ③ 「療養に関する指示に従わないとき」⇒一部を行わないことができる

(5) 保険給付の一時差止め

	保険料滞納期間	国民健康保険法・高齢者医療確保法	介護保険法
①	1年間経過後	被保険者証の返還を求めるものとする ⇒ 被保険者資格証明書を交付 ※1	被保険者証に支払方法の変更を記載するものとする〔現物給付から償還払いに変更〕
②	1年6月間経過後	保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする ※2	

※1：被保険者資格証明書の交付を受けている場合には、療養の給付等の現物給付は行われなため、**特別療養費**の支給を受けることになる。

※2：なお滞納している保険料を納付しない場合には、あらかじめ、書面で通知のうえ、一時差止めに係る保険給付の額から滞納保険料額を控除することができる。